

平成25年3月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 渡邊俊介

平成23年(ワ)第112号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年7月31日

判 決

北海道標津郡中標津町

原 告 木 村 富 士 子

札幌市中央区北3条西6丁目

被 告 北 海 道

同 代 表 者 知 事 高 橋 は る み

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 齋 藤 隆 広

同 指 定 代 理 人 藤 田 大

同 原 口 貴 大

同 佐 藤 将 史

同 関 渡

同 尾 崎 貢

同 柴 田 昌 則

同 井 下 田 賢 一

同 山 川 義 仁

同 中 島 輝 夫

同 水 上 正 志

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成11年10月25日か

ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、北海道釧路方面弟子屈警察署（以下「弟子屈警察署」という。）所属の警察官（以下「弟子屈署員」という。）らが原告の長男を殺害したと主張し、弟子屈署員らが殺害の事実を隠ぺいするために交通事故を偽装するなどした行為が国家賠償法上違法な行為であり、それによって原告の長男殺害犯人に対する損害賠償請求権が侵害されて損害が発生したと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として、損害の内金10万円及びこれに対する平成11年10月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（証拠等を掲記しないものは当事者間に争いが無い。）

(1) 木村悟（以下「亡悟」という。昭和57年10月26日生）は、原告の長男である。亡悟は、平成11年10月22日ころ死亡した。

(2) 亡悟は、平成11年10月22日ころから行方不明になり、原告及びその夫である木村勝雄や、亡悟が在籍していた高等学校の教諭らが亡悟の行方を捜していた。原告及び木村勝雄は、平成11年10月25日、北海道釧路方面中標津警察署に捜索願いの届出をしたが、同日午後2時ころ、亡悟が在籍していた高等学校の教諭が北海道川上郡標茶町字西標茶69番地先道路（以下「本件現場」という。）の路外に転落している亡悟の遺体と自動二輪車（以下「本件バイク」という。）を発見し、警察に通報した。弟子屈警察署は、平成11年10月25日中に、原告に対し、亡悟の遺体が発見された旨連絡した（甲32、42）。

その後、後述の被疑事件に関し、各種の捜査書類が作成された。この中には、車両の破損部位等についての平成11年10月23日付け写真撮影報告書（甲1の1及び2。以下「本件写真撮影報告書」という。）、平成11年10月25日午後2時50分から3時40分に行われたとされる本件現場等

の実況見分の結果を記載した平成11年10月25日付け実況見分調書（甲37。以下「本件実況見分調書」という。）などがある。

(3) 本件に関するその後の経緯は以下のとおりである。

ア 弟子屈警察署は、亡悟が、本件現場付近を無免許で本件バイクに乗車し進行中、左に湾曲する下り坂に差し掛かった際に、何らかの理由により進路右路外に本件バイクを転落させ、その衝撃により傷害を負い死亡した（以下「本件交通事故」という。）ものであると判断し、平成12年2月15日、亡悟を無免許運転等の道路交通法違反の被疑事実により釧路地方検察庁に送致した（弁論の全趣旨）。

釧路地方検察庁検察官は、平成13年10月2日、亡悟に対する上記被疑事件について不起訴処分とした（弁論の全趣旨）。

イ 原告及びその夫である木村勝雄は、平成15年11月26日、北海道警察本部長に対し、氏名不詳者が、平成11年10月22日ころ、北海道川上郡標茶町内において、亡悟に対し、暴行を加えて傷害を負わせ、よって同人を死亡させたとの傷害致死被疑事件（以下「本件被疑事件」という。）について告訴した（甲32）。

### 3 争点及び当事者の主張

(1) 弟子屈署員による違法行為の有無（争点1）

（原告の主張）

弟子屈署員らは、亡悟を殺害した上、その事実を隠蔽するため、亡悟の死亡を本件交通事故によるものであるかのように装って本件現場の状況を偽装するなどした。

すなわち、亡悟の死亡は、平成11年10月25日に判明したとされているにもかかわらず、本件写真撮影報告書は同月23日付けとなっていること、本件実況見分調書添付の写真からうかがわれる本件現場や本件バイクの状況に不自然な点があること、本件実況見分調書添付の写真とそれ以外の本件に

関する証拠が齟齬していることなどから、本件交通事故は弟子屈署員らによる偽装であることが明らかである。

そして、弟子屈署員らが本件交通事故を偽装した事実から、弟子屈署員らが亡悟を殺害した事実が合理的に推認される。

(被告の主張)

弟子屈署員らは、平成11年10月25日、通報を受けて、本件現場に臨場して初めて本件交通事故を認知したものであり、弟子屈署員らが亡悟を殺害したという事実も、その後に本件交通事故を偽装して殺害を隠ぺいしたという事実もない。

弟子屈署員らに亡悟を殺害したり、その死体を遺棄したりする動機はまったくなく、亡悟の道路交通法違反被疑事件に関し作成された捜査書類についても何ら不自然な点はない。なお、本件写真撮影報告書の日付は平成11年10月26日の誤記である。

## (2) 消滅時効の成否等 (争点2)

(被告の主張)

原告は、亡悟の遺体が発見された平成11年10月25日、弟子屈署員から本件交通事故についての説明を受け、同日には本訴請求に係る損害及び加害者を知ったといえる。仮にそうでないとしても、原告は、平成14年12月に釧路地方検察庁において本件実況見分調書等を閲覧するなどし、平成15年8月までにはマスコミの取材に応じて弟子屈署員らの捜査について疑念を抱いているとの考えを表明していたのであるから、遅くとも平成15年8月までには被告に対して国家賠償請求権を行使することが可能であったというべきである。

したがって、本訴提起時には、本訴請求に係る国家賠償請求権の消滅時効が完成しており、被告はこれを援用する。

(原告の主張)

ア 原告が、弟子屈署員が亡悟を殺害したと考えるようになったのは、原告の支援者からの助言があった平成22年8月ころのことである。

したがって、原告が本訴請求に係る損害及び加害者を知ってから時効期間は経過していない。

イ 被告の消滅時効の援用は、権利の濫用に当たり、許されるべきではない。

### (3) 損害額（争点3）

（原告の主張）

原告は、弟子屈署員らの違法な行為により鑑定料等35万0630円の支出を余儀なくされた。亡悟の殺害犯人に対して原告が請求可能な損害額は亡悟の逸失利益、慰謝料、原告を含む亡悟の遺族固有の慰謝料の合計額1億円を下らないところ、原告は弟子屈署員らの違法な隠ぺい行為によってこの損害賠償請求権の行使を妨害され、同額の損害を被った。

よって、原告は、被告に対し、上記損害の一部として10万円の賠償を求める。

（被告の主張）

争う。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 争点1（弟子屈署員らによる違法行為の有無）について

(1) 原告は、①本件写真撮影報告書の作成日付の矛盾、②本件実況見分調書添付の写真の不自然性、あるいは、本件実況見分調書添付の写真とそれ以外の証拠との齟齬などを指摘して、本件交通事故は発生していないにもかかわらず、弟子屈署員らがこれを装って本件現場の状況を偽装するなどした事実が認められ、かかる事実から、弟子屈署員らが亡悟を殺害した事実が推認されるとも主張している。

しかしながら、①乙第2号証及び同第3号証によれば、本件写真撮影報告書の作成者は、平成11年10月23日との記載は平成11年10月26日

の誤記であると述べており、これを平成11年10月26日に訂正する旨の捜査報告書も作成されている。また、原告の主張を前提とすれば、本件写真撮影報告書は、弟子屈署員らが亡悟を殺害した後に弟子屈署員らとその事実を隠ぺいするために作成したものなのであるから、弟子屈署員らの主張する事実経過に沿うように作成されていなければならないところ、本件写真撮影報告書には、亡悟の遺体発見日時として弟子屈署員らが主張する平成11年10月25日よりも前の日付が記載されており、不合理である。こうした不合理さは、平成11年10月23日との日付の記載が誤記によるものであるとの被告の主張に沿うものである。以上によれば、平成11年10月23日との本件写真撮影報告書の記載は、誤記によるものと認められる。

また、②原告は、弟子屈署員らが本件交通事故を偽装したとして、多数の証拠を提出し、弟子屈署員ら作成の証拠に不自然、不可解な点があるとする指摘している。

しかしながら、本件全証拠を勘案し、原告の主張及び指摘をすべて考慮しても、弟子屈署員らが本件交通事故を偽装したことや、弟子屈署員らが亡悟殺害に関与したことを認めることはできない。

(2) そうすると、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないことが明らかである。

2 なお、原告は、上記のほか、弁護士代理の原則（民訴法54条1項）に照らし、被告指定代理人には代理権がなく、被告の訴訟行為は無効であるなどと主張するが、被告による指定代理人の指定は地方自治法153条1項に基づく適法なものと認められ、原告の主張は採用できない。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

釧路地方裁判所民事部

裁判長裁判官

河 本 晶 子

裁判官

廣 瀬 裕 亮

裁判官

賀 嶋 敦

これは正本である。

平成25年3月13日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 渡邊俊介

